



千地申第8号

「業務執行体制の変更について」に関する 申し入れの団体交渉を行う！その①

1. 本施策実施によって、変革2027で目指す「鉄道起点のサービスからヒト起点のサービスへの転換」に向け、新たな価値の創造を一層推進していくことにどのように繋がるのか、具体的な根拠と展望を明らかにすること。

【会社回答】

社会の急速な変化を踏まえ、グループ経営ビジョン「変革2027」の目指す「鉄道起点のサービスからヒト起点のサービスへの転換」に向け、新たな価値の創造を一層推進していく観点から、社員一人ひとりの成長意欲に応え、活躍フィールドを拡大させていく必要がある。

そのため、効率的で生産性の高い業務運営体制を構築し、これまでの役割分担にとらわれない柔軟な働き方を実現していく考えである。

（特徴点）

- ・ 新たな価値の創造を実現するには、これまでの働き方だと作業ダイヤに縛られてしまい、育児介護等でそこに入れられない社員もいる。少しでも働きたいという声に対しフレックスタイム制導入により、それが実現できるようになった。
- ・ 新小岩駅は泊まりが基本であったが、当直業務を2つに分けることで、フレックスタイム制が導入出来た。また、組合提案以降、職場で作業ダイヤを見直した結果、C1という担務ができ、育介Bの適用者もフレックスタイム制の対象となった。
- ・ 佐倉運輸区では業務の実態を鑑みてフレックスタイム制を導入した。現場からの発意もあった。
- ・ 実施箇所を参考にして、社員の声を聞きながら今後も拡大していく考えである。
- ・ 目的の一つに時間外労働の削減もある。

2. 当直業務をフレックスタイム制にすることで、効率的で生産性の高い業務執行体制の構築が出来る根拠を明らかにすると共に、コアタイムにおける当直業務の運用方法や業務内容等を明らかにすること。また、本施策において当直の役割の変更は行わないこと。

【会社回答】

これまでの役割分担にとらわれない柔軟な働き方を進め、成長意欲・チャレンジを具現化できるフレキシブルな組織（職場）で一人ひとりの活躍フィールドを広げていく考えである。

（特徴点）

- ・ 新小岩駅では他の担務にも広げてほしいという前向きな声はある。働きがいが増えたという意見もある。他の駅でもそのような働き方が出来るようになれば、更に働きがいが向上する。
- ・ 佐倉運輸区の当直は、フレックスタイム制導入により作業ダイヤに縛られずに当直業務以外の企画業務が出来るようになった。当直業務を日勤者総体で担っている。今まで非番で対応していたものが、本施策で業務時間内で対応でき、一般社員との関りを増やせるようになる。
- ・ 今のところ支社には、職場から問題の声は届いてない。
- ・ 現在、当務主務が当直を行う場合は、当務主務の作業ダイヤで行っている。
- ・ 時間外労働の削減については、今後も引き続き見ていく必要がある。



その②へ



千地申第8号

「業務執行体制の変更について」に関する 申し入れの団体交渉を行う！その②

3. 本施策を錦糸町営業統括センターの新小岩駅と、佐倉運輸区で実施する根拠と、職場での運用方法および作業ダイヤについて具体的に明らかにすること。

【会社回答】

現業機関での柔軟な働き方が変化してきた中で、働き方の見直しを検討し、現在の業務実態等を考慮し実施したところである。

また、フレックスタイム制は労働基準法第32条の3に基づき、一定の時間帯の中で社員個々が自ら始業時刻を設定するものであるため、業務実態等を考慮し運用することとなる。

（特徴点）

- ・新小岩駅は棒ダイヤが導入されていたことと社員の声などの様々な状況を見据えた。佐倉運輸区は当務主務が多いこと、朝の点呼数がそれ程多くないことと、職場からの要望があり選定した。
- ・新小岩駅では、当直がラッシュ時間帯に不在になるが、駅締めや終電時間帯にいて欲しいという意見と実態に合わせて設定した。
- ・当直間の引継ぎもコアタイムにより誰かしら居るようになっているため、引継ぎが全くできないというわけではない。対面以外にも様々なツールを活用して行っている。

（各職場のフレキシブルタイムの時間）

		フレキシブルタイム		コアタイム	フレキシブルタイム
佐倉運輸区	遅A	11:30～14:30		14:30～21:00	21:00～23:30
	早A	1:30～3:30		3:30～10:00	10:00～13:30
	遅B	15:30～19:00		19:00～1:30	1:30～3:30
	早B	5:30～8:00		8:00～14:30	14:30～17:30
	標準	7:00～11:00		11:00～14:00	14:00～22:00
新小岩駅	当直	前フレ	7:00～9:00	9:00～15:00	15:00～17:00
		後フレ	19:00～21:00	21:00～1:20	1:20～13:00
	C1	前フレ	7:00～12:30	12:30～19:00	19:00～21:30
		後フレ	0:00～3:30	3:30～9:30	9:30～13:00

4. 施策実施にあたり、職場にて十分な説明がされておらず、不明な点が多いことから、当該職場や当該職場に関係がある社員へ丁寧な教育・周知を行うこと。また、新たな業務や不慣れな業務を担う場合は、本人の不安が無くなるまで、必要な教育等を行なうこと。

【会社回答】

必要な周知等は実施しているところである。

また、引き続き業務に必要な教育等は実施していく考えである。

（特徴点）

- ・佐倉運輸区では、2月の定例訓練で管理者から伝えた。新小岩駅では、適用者以外にも作業ダイヤに変更が生じるため管理者から全社員へ不明点や不安がないかコミュニケーションを取った。その後、錦糸町エリア内でも共有した。
- ・すでに自職場にも導入できないか問い合わせが来ている。フレックスタイム制を導入する際には、その職場で取り入れることができるのか社員と管理者でコミュニケーションを取り、進めていく。



千地申第8号

「業務執行体制の変更について」に関する 申し入れの団体交渉を行う！その③

5. 本施策実施により当直業務を行う社員を、現行通り当直業務のある時間帯に不在としないこと。

【会社回答】

現体制で対応可能と考えている。

(特徴点)

- ・新小岩駅では、当直が居なくて不安という意見に対しては、色々なバランスを見て配慮していく。
- ・佐倉運輸区では当直業務がすべてコアタイムなので、不在になる時間帯はない。また、当直業務が出来ない副長はいない。

6. 佐倉運輸区の当直体制は2人体制とし、工事列車や臨時列車が走る際や、異常時等はフレックスタイム制を解除して安全に対応できるようにすること。また、異常時等において本線乗務員に当直業務を行わせないこと。

【会社回答】

鉄道事業の災害復旧業務等に従事した日等は、フレックスタイム制の所定労働時間からは除外されるとともに、フレックスタイム制の実績労働時間からも除外し取り扱うこととなる。

また、異常時等における当直業務については箇所長等より指示された社員が行うこととなる。

(特徴点)

- ・工事列車や臨時列車が走る際の体制は、今まで通り対応は可能である。
- ・当務主務2人で当直業務を行うことない。
- ・異常時等が発生した際には、その日はフレックス適用外となる。
- ・本線乗務員に急遽当直業務を指定することはない。



7. 新小岩駅のコアタイム時間帯以外の当務駅長業務について、一般社員が代行を担う時間が多いことから、しっかりと教育を行うと共にフォロー体制を整えること。

【会社回答】

引き続き業務に必要な教育等は実施していく考えである。

(特徴点)

- ・適用外の社員の声も受け止め、様々なフレックスパターンを検討する。

8. 新小岩駅のコアタイム時間帯以外でラッシュ時の車いす対応や突発的な事象等への対応が出来る体制を取ること。

【会社回答】

業務に必要な要員は確保しているところである。

(特徴点)

- ・新型コロナウイルス感染症が落ち着いて、お客さまが増えている。その中でコアタイムの時間を変更した方が良いのではという声もある。変えるためには時間がかかるが柔軟に対応していく。
- ・ラッシュの時間帯のバランスも見ながら、テンポラリースタッフも活用していく。

**安全で安心して働ける職場環境にするため、
東労組に結集して、私たちが働きやすい職場を創ろう！**